

## 中間試案 補足資料

## 1 債権法の契約法化

## (1) 債権総則における二元的規律（契約債権・契約外債権）

## ● 8-1 特定物の引渡しの場合の注意義務

(1) 契約によって生じた債権…

(2) 契約以外の原因によって生じた債権…

## ● 10-1 債務不履行による損害賠償

(2) 契約による債務の不履行…

(3) 契約以外による債務の不履行…

## (2) 債権総則における契約債権のみの規律

9-2（債権の履行請求権の限界事由）、10-3（債務の履行に変わる損害賠償の要件）、同 4（履行遅滞後に履行請求権の限界事由が生じた場合における損害賠償の免責事由）、同 5（代償請求権）、同 6（契約による債務の不履行における損害賠償の範囲）、11（契約の解除）等

## 2 原始的不能の契約の有効化

## ● 26-2 履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力

「契約は、それに基づく債権の履行請求権の限界事由が契約の成立の時点で既に生じていたことによっては、その効力を妨げられないものとする。」

「(概要) 契約に基づく債務の履行が契約成立時に既に物理的に不可能になっていた場合など、履行請求権の限界事由（前記第9，2）が契約成立時に既に生じていた場合であっても、そのことのみによっては契約の効力は否定されない旨の規定を新たに設けるものである。そのような場合に契約が有効であるかどうかは一律に定まるものではなく、当事者が履行請求の可能性についてどのようなリスク分配をしたかに委ねるべきであるという考え方に基づく。」

## 3 債務不履行による損害賠償制度からの過失責任主義の排除

## ● 10-1 債務不履行による損害賠償とその免責事由

「(2) 契約による債務の不履行が、当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、債務者は、その不履行によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。」

「(概要) …表現ぶりについては、いずれについても同条後段の「責めに帰すべき事由」という文言を維持して、債務不履行の原因につき債務者がそのリスクを負担すべきだったと評価できるか否かによって免責の可否を判断する旨を示すものとしている。そして、契約による債務にあっては、その基本的な判断基準が当該契約の趣旨に求められることを付加する考え方を提示している（本文(2)）。」

- 10-1 補足説明

「伝統的通説においては、「債務者の責めに帰すべき事由」（民法第415条後段）とは、故意、過失又は信義則上それと同視すべき事由を意味するとされてきた。この考え方に対しては、近時の学説から、とりわけ契約による債務を念頭に、債務者の行動の自由を前提とした過失責任主義（故意過失がない限り自らの活動から生じた損害に対して責任を負わなくてよいという考え方）を契約関係に持ち込むことへの批判がある」

「責めに帰することのできない」という現行法の文言を維持することについては、伝統的な定式である故意過失等という理解を維持するとのメッセージになりかねないとの批判が想定されるが、もともと「責めに帰することのできない」という言葉自体は一定の理論的立場を想起させるようなものではないし、後述するように「契約の趣旨に照らして」といった判断基準を付加することにより、当該契約の具体的事情を離れた抽象的な故意過失等を意味するなどといった解釈を封ずることができると考えられる。」

#### 4 解除制度における過失責任主義の廃止

- 11-1 債務不履行による契約の解除の要件

「(概要) …本文(1)及び(2)を通じて、その不履行が「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであった場合を除外する要件（民法第543条参照）は、設けていない。」

#### 5 危険負担制度の廃止

- 12-1 危険負担に関する規定の削除（民法第534条ほか関係）

「民法第534条、第535条及び第536条第1項を削除するものとする。」

#### 6 瑕疵担保概念の廃棄（契約責任説の採用、「契約の趣旨」「適合」要件の創設、「瑕疵」概念・「隠れた」要件の各廃止）

- 35-3 売主の義務

「(2) 売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合するものでなければならないものとする。」

「(概要) …本文(2)は、売主が引き渡すべき目的物が種類、数量及び品質に関して、当該売買契約の趣旨に適合したものでなければならない旨を明記するものである（「契約の趣旨」の意味については、前記第8、1参照）。これにより、民法第565条（数量不足及び一部滅失）及び第570条（隠れた瑕疵）の適用場面をカバーするが、後記4で取り上げるように、同条の「隠れた」という要件は設けないものとしている。」

## 7 「契約の趣旨」の概念

### (1) 「契約の趣旨」の意味

- 8-1 本文

「(1) 契約によって生じた債権につき、その内容が特定物の引渡しであるときは、債務者は、引渡しまで、[契約の性質、契約をした目的、契約締結に至る経緯その他の事情に基づき、取引通念を考慮して定まる]当該契約の趣旨に適合する方法により、その物を保存しなければならないものとする。」

- 8-1 概要

「本文(1)の「契約の趣旨」とは、合意の内容や契約書の記載内容だけでなく、契約の性質（有償か無償かを含む。）、当事者が当該契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断されるべきものである。・・・契約の性質、契約をした目的、契約締結に至る経緯や取引通念といった「契約の趣旨」を導く考慮要素を条文上例示することも考えられる」

### (2) 多用される「契約の趣旨」

- 8-1 特定物の引渡しの場合の注意義務

- 9-2 契約による債権の履行請求権の限界事由

「契約による債権（金銭債権を除く。）につき次に掲げるいずれかの事由（以下「履行請求権の限界事由」という。）があるときは、債権者は、債務者に対してその履行を請求することができないものとする。（略）

ウ その他、当該契約の趣旨に照らして、債務者に債務の履行を請求することが相当でないと認められる事由」

- 0-1 債務不履行による損害賠償

「(2) 契約による債務の不履行が、当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、債務者は、その不履行によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。」

- 10-6 債務の不履行における損害賠償の範囲

- 12-2 債権者の責に帰すべき事由による不履行の場合の解除権の制限

- 26-3 付随義務及び保護義務

「(1) 契約の当事者は、当該契約において明示又は黙示に合意されていない場合であっても、相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう、当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする。」

- 34-1 期間の定めのある契約の終了

- 34-2 期間の定めのない契約の終了

- 35-3 売主の義務 cf. 瑕疵担保責任（570条）

「(2) 売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合するものでなければならぬものとする。」

- 35-4 目的物が契約の趣旨に適合しない場合の売主の責任

- 35-5 目的物が契約の趣旨に適合しない場合における買主の代金減額請求権
- 35-6 目的物が契約の趣旨に適合しない場合における買主の権利の期間制限
- 35-7 買主が事業者の場合における目的物検査義務及び適時通知義務
- 35-10 買主の義務
- 35-14 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転
- 36-2 贈与者の責任
- 37-5 貸主の担保責任
- 38-10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等
- 38-13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務
- 38-14 損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限
- 39-3 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務
- 40-1 仕事が完成しなかった場合の報酬請求権・費用償還請求権
- 40-2 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任
- 41-4 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権
- 42-1 労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権